

令和8年度八千代町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額表
保育認定の子ども(3号認定)

(単位:円)

階層区分		利用者負担額(月額)							
		0・1・2歳児							
		一般世帯				ひとり親世帯または障害児(者)のいる世帯			
		標準時間		短時間		標準時間		短時間	
		1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
3	所得割課税額48,600円未満	19,500	9,750	19,300	9,650	9,000	0	9,000	0
4	① 48,600円以上57,700円未満	26,000	13,000	25,000	12,500	9,000	0	9,000	0
	② 57,700円以上77,101円未満	26,000	13,000	25,000	12,500	9,000	0	9,000	0
	③ 77,101円以上97,000円未満	26,000	13,000	25,000	12,500	26,000	13,000	25,000	12,500
5	97,000円以上169,000円未満	33,000	16,500	32,000	16,000	33,000	16,500	32,000	16,000
6	169,000円以上301,000円未満	46,000	23,000	45,000	22,500	46,000	23,000	45,000	22,500
7	301,000円以上397,000円未満	60,000	30,000	59,000	29,500	60,000	30,000	59,000	29,500
8	397,000円以上	67,000	33,500	66,000	33,000	67,000	33,500	66,000	33,000

備考

- 市町村民税所得割課税額57,700円未満の「一般世帯」(1階層～4階層の①)と、市町村民税所得割課税額77,101円未満の「ひとり親世帯または障害児(者)のいる世帯」(4階層の③～8階層)では、年齢に関わらず生計を同じくする子どもを最年長から順に1人目、2人目と数える。3人目以降については0円とする。
- 市町村民税所得割課税額57,700円以上の「一般世帯」(4階層の②～8階層)と、市町村民税所得割課税額77,101円以上の「ひとり親世帯または障害児(者)のいる世帯」(4階層の③～8階層)では、小学校就学前の範囲において、特定・教育保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に1人目、2人目と数える。3人目以降については0円とする。【特定・教育保育施設等とは、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援)施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。】
- 障害児(者)とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金等の受給者等をいう。
- 利用者負担額表上の年齢は、令和8年4月1日現在の年齢とする。年度途中で年齢が変わっても利用者負担額の変更はない。
- 階層区分の認定については、対象児童と同一世帯に属して生計を同一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)について、それらの者の課税額の合計額により算定する。
- 配当控除、寄付金税額控除、住宅借入金特別控除がある場合は、控除する前の税額で算定する。
- 利用者負担額の切り替えは9月とする。
 令和8年度4月～8月の利用者負担額 → 令和7年度(令和6年中)課税額で算定
 令和8年度9月～3月の利用者負担額 → 令和8年度(令和7年中)課税額で算定
- 幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月からは3歳～5歳児の全ての子ども及び0～2歳児の町民税非課税世帯の子どもは利用者負担額が0円となる。※2・3号認定における3歳児とは、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した児である。